

11. 措置命令書について（条例第 13 条、規則第 9 条）

市長は、条例第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条又は第 11 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設等の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができます。

違反している場合は、次の措置命令書を駐車施設等の所有者又は管理者に交付して必要な措置を命令することになりますので、命令を受けた場合は速やかに措置を講じてください。

大阪市指令都計(駐命)第 号
年 月 日

(宛て先)

大阪市長

措置命令書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第13条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措置.....
.....
.....

2) 理由.....
.....
.....

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。